



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和3年12月24日

発信課	建築部市営住宅課
担当者	村椿課長, 前川課長補佐
連絡先	電 話0166-25-8510
	FAX0166-24-7009
	E-mail:jyutaku@city.asahikawa.g.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <u>その他</u> (該当する分類を囲むこと。)
日 程	12月24日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	市営住宅家賃の誤りについて
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	別紙のとおり
添付資料	<u>有</u> ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望 する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

令和3年12月24日

建築部市営住宅課

市営住宅家賃の誤りについて

1 経過

令和3年12月20日、令和4年度の市営住宅家賃の算定業務に当たり、平成31年度からの東豊団地入居者の家賃の誤りが判明したものを。

2 概要

(1) 対象住宅 東豊団地（旭川市豊岡4条3丁目7番1号）

(2) 対象世帯

ア 現入居者 7世帯

イ 退去者 1世帯

(3) 対象期間

ア 平成31年4月～令和4年3月（36月）6世帯

イ 令和2年4月～令和4年3月（24月）1世帯

ウ 平成31年4月～令和元年10月（7月）1世帯

(4) 正しい家賃の総額 1,679,600円（8世帯分）

誤って通知した家賃の総額 988,000円（8世帯分）

不足額 691,600円（8世帯分）

（1月当たり2,800円）

3 原因

市営住宅家賃の決定後、通知書を作成する過程において、市営住宅管理システムへの入力に誤りがあったもの。

入力する係数のうちの一つは、団地が立地する土地の固定資産税評価額を基に算定した係数であり、3年ごとに行われる固定資産税評価替えに合わせて当該係数を見直しているが、平成31年度の家賃の通知書を作成する過程で、東豊団地の係数を0.85とすべきところを誤って0.5と入力し、確認が不十分なまま通知していた。

なお、他の市営住宅で同様の誤りがないか調査を行った結果、誤りはなかった。

4 対象者への対応

令和3年12月24日までに対象者全員に市営住宅家賃の誤りの謝罪と内容説明を行うとともに、家賃の追加納付を説明した。

5 再発防止策

今後、同様の誤りがないよう、複数の職員で、入力した係数及び通知する家賃を確認する。